

川西市一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約に係る制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、川西市契約規則（昭和49年川西市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(一般競争入札に参加できる者)

第3条 一般競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を有する者で、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 本市の一般競争入札参加有資格者名簿に登載された者
- (2) 規則第7条に規定する公告の日から入札日までの間において、本市及び市長が別に指定する地域の国又は地方公共団体が発注する工事の指名競争入札の参加を停止されていない者
- (3) 法人税又は所得税、固定資産税及び法人市民税又は市県民税を滞納していない者

(一般競争入札に付する工事)

第4条 一般競争入札に付する工事は、設計金額500万円以上の建設工事で、工事の性質又は目的に応じて決定する。

(一般競争入札の制限)

第5条 一般競争入札に付する建設工事の入札制限は、工事の内容に応じ、次に掲げる事項について定める。

- (1) 法第27条の23の規定による経営事項審査結果の総合評点
- (2) 次に掲げる工事成績その他工事に関する主観的事項
 - ア 工事成績
 - イ 工事施工実績
 - ウ 工事施工についての技術的適正
 - エ 技術者の状況
- (3) 法第3条の規定に基づく営業所の所在地
- (4) 市内業者における競争入札参加資格者審査基準に基づいて決定された等級
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(一般競争入札の参加申し込み)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者（共同企業体にあつては、代表者）は、一般競争入札に係る公告に定める申し込み期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 入札参加申込書又は競争参加資格確認申請書
- (2) 同種工事の施工実績
- (3) 主任技術者等の資格及び工事経験
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(入札参加申込者への通知)

第7条 市長は、前条の規定による参加申し込みがあったときは、第3条及び第5条に規定する参加資格の有無について審査するものとする。

2 市長は、前項の審査結果を入札参加申込者に入札参加資格決定書又は競争参加資格確認通知書をもって通知するものとする。この場合において、資格がないと認められた者に対しては、その理由を付さなければならない。

(一般競争入札に係る公告等)

第8条 一般競争入札に係る公告は、川西市公告式規則(昭和43年川西市規則第22号)に定めるところにより、これを行う。

2 前項の公告の写しは、総務部契約検査課(以下「契約検査課」という。)及び兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)において閲覧に供するほか、必要に応じて配布する。

3 前項の閲覧の期間は、公告の日から入札執行の前日までとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 一般競争入札に付する建設工事の図面、設計書及び仕様書(以下「設計図書等」という。)は、前条第1項の公告の日から入札執行の前日まで契約検査課及びポータルサイトにおいて閲覧に供する。

2 紙入札の場合、設計図書等は、申し出のあった入札参加資格者に対し、期間を定めて貸し出す。

(現場説明会)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができる。

(入札の参加)

第11条 紙入札の場合、入札参加者は、入札のため入札室へ入室するときは、あらかじめ交付した入札参加資格決定書を係員に提示しなければならない。

(再度入札)

第12条 入札執行回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ2回以内とする。

2 再度の入札を行い、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合においては、予定価格と最低入札価格との差が少額で、随意契約ができると認められるときを除き、再度公告入札又は指名競争入札を行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、川西市競争入札審査委員会に諮って、その委員長が定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成18年12月28日から施行する。

付 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。